

名称:「洗浄剤組成物」事件

無効不成立審決取消請求事件

知的財産高等裁判所:平成 24 年(行ケ)10177 号 判決日:平成 25 年 2 月 27 日

判決:請求棄却 (有効維持)

特許法 29 条 2 項

キーワード:進歩性、不純物、相乗効果

#### [概要]

被告の有する特許に対する無効審判の不成立審決を受けた原告がその取消を求めたのに対し、請求棄却 (有効維持) 判決がなされた事案。

#### [本件発明]

【請求項 1】水酸化ナトリウム，アスパラギン酸二酢酸塩類及び／またはグルタミン酸二酢酸塩類，及びグリコール酸ナトリウムを含有し，水酸化ナトリウムの配合量が組成物の 0.1～40 重量%であることを特徴とする洗浄剤組成物。

#### [甲 2 発明との主な相違点]

##### (ウ) 相違点 3'

本件発明 1 は「水酸化ナトリウム」を含有し，その「配合量」は「組成物の 0.1～40 重量%」と規定するのに対し，引用発明 1 b は水酸化ナトリウムの含有を規定していない点

##### (エ) 相違点 4'

本件発明 1 は「グリコール酸ナトリウム」の含有の位置づけを規定していないのに対し，引用発明 1 b は「グリコール酸ナトリウム」を「二次的反応によって生成した不純物」として含有するものと規定する点

#### [争点]

- (1) 無効理由 1 に係る本件発明 1 の相違点 4' の容易想到性判断の誤り (取消事由 1)
- (2) 無効理由 1 に係る本件発明 1 の容易想到性判断の誤り——格別の効果 (取消事由 2)

#### [裁判所の判断]

取消事由 1 (相違点 4' の容易想到性判断の誤り) 及び取消事由 2 (格別の効果) を併せて判断する。

本件発明 1 の洗浄剤組成物は，水酸化ナトリウム，アスパラギン酸二酢酸塩類及び／又はグルタミン酸二酢酸塩類，並びにグリコール酸ナトリウムの 3 成分から構成され，かつ，グリコール酸ナトリウムは主成分である 3 成分の一つである。これに対し，引用発明 1 b の金属イオン封鎖剤組成物は，上記 3 成分の一つである水酸化ナトリウムを含まない点で，その構成成分が異なるのみならず，グリコール酸ナトリウムはグルタミン酸二酢酸のナトリウム塩を得る際に，二次的反応により生成される不純物であり，金属イオン封鎖剤の封鎖力を高める効果を奏しない不要な成分であると解されていた点で，その技術的意義において，相違する。

また，本件明細書の表 1 によると，本件発明 1 の洗浄剤組成物は，従来品である EDTA を含有した洗浄剤と同等の洗浄効果を奏すること，グリコール酸ナトリウムの配合によりその洗浄効果が高まっていることが認められる。これに対し，引用発明 1 b における金属イオン封鎖剤組成物は，グルタミン酸二酢酸塩類とグリコール酸ナトリウムを含み，水酸化ナトリウムを含まないものであるが，甲 1 文献の Fig 1 及び 2 によると，この金属イオン封鎖剤組成物の金属イオン封鎖力は TPP よりは優れているものの，EDTA 四ナトリウム塩よりは劣る。

以上によると、本件発明1の洗浄剤組成物は、水酸化ナトリウム、アスパラギン酸二酢酸塩類及び／又はグルタミン酸二酢酸塩類、並びにグリコール酸ナトリウムの3成分を主成分とすることにより、その相乗効果によって、EDTAを含有した洗浄剤と同等の洗浄効果を奏するといえる。

甲1文献にはこの点について、何らの示唆もない。また、甲2ないし6にも、この点について何の示唆もない。したがって、洗浄剤組成物が上記3成分を主成分とし、それによって、洗浄効果を高める効果がある点では、当業者が予測し得ない効果であると認められ、本件発明1は、甲1文献や甲2ないし6から、当業者が容易に想到し得ないものといえる。

(原告の主張について)

原告は、グルタミン酸二酢酸塩とグリコール酸ナトリウムを含有する金属イオン封鎖剤組成物OS1を含む洗浄剤組成物は既に知られており、グルタミン酸二酢酸塩にグリコール酸ナトリウムを組み合わせると洗浄効果が上がることを後に確認しても、その効果は、公知の洗浄剤組成物において既に内在しているものであることから、効果の点から本件発明1の進歩性を認めるのは不合理であると主張する。

しかし、甲1文献には、グルタミン酸二酢酸のナトリウム塩60重量%、グリコール酸ナトリウム12重量%を含有する金属イオン封鎖剤組成物OS1は開示されているが、OS1を含む洗浄剤組成物に水酸化ナトリウムが含まれることは開示されていない。本件発明1(水酸化ナトリウム、アスパラギン酸二酢酸塩類及び／又はグルタミン酸二酢酸塩類、並びにグリコール酸ナトリウムの3成分を主成分とする洗浄剤組成物)は、本件特許の優先日前に公知ではなく、本件発明1における前記効果が甲1文献等公知の洗浄剤組成物から予測できたものとする事はできない点は、前記のとおりである。

加えて、本件は、当業者の間では、従来、グリコール酸ナトリウムは、グルタミン酸二酢酸のナトリウム塩を高収率で得ることを阻害する二次的反応によって生成された不純物であると認識されていたことに対して、本件発明1では、逆に、グリコール酸ナトリウムを組み合わせることが、洗浄効果を上げるに当たって有益である旨を確認して、必須の構成としたものであり、その点は、本件発明1の進歩性を認める上で、参酌されるべき一つの要素となり得るといえる。

[コメント]

構成の相違及び効果の顕著性を有することを前提として、ある要素を不純物として消極的に規定していた従来技術に対し、その要素を主成分として積極的に規定した本件発明の進歩性が認められた事案である。不純物といってもその物自体の一部構成としては同一である要素を含めて権利化したい場合には、他の要素を追加して異なる構成とするとともに、効果の差異を主張可能なようにしておけば、本件発明の進歩性を認められやすくなると考えられる。

なお、甲1文献においては不純物(グリコール酸)を含む組成物をも「実施例」とし、本件明細書においてグリコール酸が副生成物である旨が記載されている。さらに、甲1文献では、過剰の苛性ソーダ(水酸化ナトリウム)存在下で反応させており、反応液pHもアルカリ性を示している。これらの点を総合すると、甲1文献の(精製していない)反応液に(不純物であるグリコール酸とともに)水酸化ナトリウムが含まれているとも考えられ、そうであれば、原告としては新規性違反を問うこともできたのではないであろうか。技術面での詳細な検討も求められる。

以上